

掲示期間 9.29 - 10.08

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地 新潟市中央区上大川前通6番町1211番地5

防火対象物の名称 三好マンション鏡橋

命令を受けた者の氏名 三好マンション鏡橋管理組合
理事長 中村 宏一

上記防火対象物は、消防法に違反しているので、令和7年9月17日、消防法第8条第3項及び消防法第17条の4第1項の規定に基づき次の事項を命じたものである。

命令事項

- (1) 令和7年11月30日までに、防火管理者を定めること。
- (2) 令和8年1月31日までに、屋内消火栓設備を共同住宅部分に設置すること。
- (3) 令和8年1月31日までに、スプリンクラー設備を11階に設置すること。
- (4) 令和8年1月31日までに、自動火災報知設備の感知器を共同住宅部分1階から6階まで及び7階から10階までの各住戸内に設置すること。
- (5) 令和8年1月31日までに、自動火災報知設備の主音響装置及び地区音響装置が有効に作動するよう維持すること。
- (6) 令和7年11月30日までに、共同住宅部分に設置されている型式失効した消火器を取り換えること。

新潟市消防局公告第28号

令和7年9月29日

新潟市消防長
阿部 一彦